

島根県認定漁業者設置要綱

水 第 6 8 号

令和 2 年 4 月 30 日

島根県農林水産部長通知

一部改正 沿 第 4 4 号

令和 3 年 4 月 19 日

一部改正 沿 第 1 8 5 号

令和 4 年 6 月 15 日

第1 趣旨

島根県の沿岸漁業(総トン数 20 トン未満の漁船を使用して、又は漁船を使用しないで行う水産動植物の採捕、漁具を定置して行う水産動植物の採捕及び水産動植物の養殖を海面で行う事業をいう。以下同じ。)・漁村を牽引する沿岸自営漁業者を育成することを目的とし、意欲ある漁業経営を行う漁業者を重点的に支援するため、漁業者の認定制度を創設する。

第2 漁業者の認定制度

認定漁業者は「認定新規漁業者」と「認定漁業者」の2種類とする。

1 認定新規漁業者

(1) 認定新規漁業者制度の趣旨

認定新規漁業者制度は、将来の島根県の沿岸漁業・漁村を牽引する沿岸自営漁業の新規漁業者を確保するため、新規漁業者が5年後の水揚金額などの目標を定め、意欲ある漁業経営を目指して作成した漁業経営開始計画(以下「計画」という。)を県が認定し、自営漁業自立給付金等の支援を集中しようとするものである。

(2) 計画の作成

- ①計画の認定を申請する者(以下「計画申請者」という。)は漁業経営開始計画書(様式第1号)を作成する。
- ②県(隠岐支庁農林水産局、農林水産振興センター)、市町村、その他関係機関は計画を作成しようとする新規漁業者に対し必要な指導・助言を行うものとする。

(3) 計画の認定申請

計画申請者は、新たに漁業経営を営もうとする者(漁業経営を開始して5年未満の者を含む。以下同じ。)であって、計画を作成して認定を受けることを希望する者である。

- ①計画を作成し、認定を申請することができる新規漁業者とは次のいずれかの者である。

ア 県または国の研修事業により、自営漁業者向けの研修を1年以上、または島根県沿岸漁業就業型技術習得研修事業においては2年間受けたことがある者

イ 親族等漁業者から自営漁業の技術指導を受けるなどして、漁業経営を開始できる技術を習得している者

②認定を受けようとする新規漁業者は様式第1号により計画認定申請書及び漁業経営開始計画を作成し、市町村に提出する。

(4) 計画の認定

①市町村は、計画申請者から申請された計画を県(隠岐支庁農林水産局、農林水産振興センター)に進達する。

②県は、市町村から進達された計画について、県、市町村、漁業協同組合等で構成する島根県漁業者認定審査会(以下「審査会」という。)を開催し、意見を求める。

③審査会の開催については、別に定める島根県漁業者認定審査会運営要領によるものとする。

④県は審査会における意見を参考に、以下に掲げる要件を満たす場合は、計画を認定するものとする。

ア その計画が漁業経営の発展に資するものであること。

イ その計画が達成される見込みであること。

ウ 計画申請者の有する知識及び技能が計画の終了時において漁業経営に関する目標を達成するために適切なものであること。

エ 計画の終了時における目標年間水揚げ金額が概ね 720 万円以上であること。

オ 計画の漁業種類にイワガキ養殖が含まれる場合は、イワガキの美味しません認証を取得している、または認定後1年以内に取得見込みであること。ただし、認定後1年以内にイワガキを出荷できない場合は、出荷開始後1年以内に取得見込みであること。

(5) 通知

県が計画の認定を行ったときは、様式第2-1号により、その旨を当該計画申請者に通知するとともに、申請書の写しを付してその旨を関係市町村、漁業協同組合に通知するものとする。

(6) 計画期間

計画期間は、計画の認定をした日から起算して5年とする。既に漁業経営を開始している新規漁業者にあっては、漁業経営を開始した日から起算して5年を経過した日までとする。

また、計画を変更した場合の変更後の当該計画期間は、当初認定した計画期間までとする。

(7) 計画のフォローアップ

認定新規漁業者が計画に沿って漁業経営の確立に向けた取組を着実に進めるため、自己チェックを行うとともに、計画期間においては毎年3月末日までに様式第3号により事業実績書を提出し、県担当者等が認定新規漁業者に対して指導を徹底する。

(8) 計画の変更認定

認定新規漁業者は、次の各号に掲げる変更が生じ、変更の認定を受けようとする場合は、第2第1項第4号から第6号までの規定を準用する。

- ① 漁業種類の追加又は削除
- ② 目標水揚金額の変更、ただし2割以上の増額又は2割以上の減額
- ③ その他目標の達成に影響を与える変更

(9) 認定の取消し

① 認定新規漁業者が次に掲げる場合に該当するに至ったときは、認定を取り消すことができる。

ア 本人が辞退届(様式4-1号)の提出をしたとき。

イ 認定要件に該当しないものと認められるに至ったとき。

ウ 認定新規漁業者が、計画に従って必要な措置を講じていないと認めるとき。なお、病気、災害等のやむを得ない理由により漁業経営を休止する場合は必ずしも取消事由とはならない。

エ 漁業関係法令等を遵守しなかったとき。

② 県は、認定新規漁業者が認定の取消事由に該当するに至った場合又は該当するおそれがある場合には、是正指導や助言を行い、これらの指導等にもかかわらず認定取消事由に該当する状態が長期にわたって継続し、その改善が見込まれない場合には、当該認定の取消を行うこととする。

③ 認定の取消に当たっては、計画の審査に関与した関係機関の意見も聴取した上で措置することとする。

④ 県は、認定の取消を決定した場合、その旨を関係市町村、漁業協同組合に通知するものとする。

(10) 認定漁業者への円滑な移行

計画の終期を迎える認定新規漁業者は、引き続き漁業経営の安定化に取り組むことが重要であることから、県は当該新規認定漁業者に対して、市町村、関係機関等と連携し、漁業経営改善のサポートをするとともに、認定漁業者への移行を促す。

2 認定漁業者

(1) 認定漁業者制度の趣旨

認定漁業者制度は、島根県の沿岸漁業・漁村の担い手として漁村を牽引する漁業者を県が認定し、これらの認定を受けた者が積極的な漁業経営の安定化に取り組む際に、県補助事業等の支援を集中しようとするものである。

(2) 認定の手続き

① 認定漁業者の推薦

農林水産振興センター所長（隠岐支庁にあっては隠岐支庁農林水産局長）は、管内に居住する漁業者のうちから適当と認められるものを、認定漁業者認定推薦書（様式第5号）（以下「推薦書」という。）に被推薦者の同意書（様式第6号）を添付して知事に推薦する。

② 推薦書の提出

推薦書等の関係書類は、沿岸漁業振興課長に提出するものとする。

(3) 認定

① 県は、推薦書が提出された場合、審査会を開催し、意見を求める。

② 県は、審査会における意見を参考にし、以下に掲げる要件を満たす場合は、認定するものとする。

ア 直近3か年の年間水揚金額が平均 400 万円以上であること。なお、直近3か年の年間水揚金額が平均 400 万円未満であっても、過去の水揚実績、沿岸漁業・漁村の担い手として漁村を牽引する取組の状況、所得向上に係る取組の状況等を評価して審査会において認定することが適切と認められる場合は、この限りでない。

イ 漁業技術、経営管理能力に優れていること。

ウ 水揚金額の増加を目指す意思があること。

エ 漁業関係法令等を遵守していること。

(4) 通知

県が認定漁業者の認定を行ったときは、様式第3－2号により、その旨を被推薦者に通知するとともに、関係市町村、漁業協同組合に通知するものとする。

(5) 認定の取消

① 認定漁業者が次に掲げる場合に該当するに至ったときは、認定を取り消すことができる。

ア 本人が辞退届（様式第4－2号）の提出をしたとき。

イ 認定要件に該当しないものと認められるに至ったとき。なお、病気、災害等のやむを得ない理由により漁業経営を休止する場合は必ずしも取消事由とはならない。

② 認定の取消に際しては、認定の審査に関与した関係機関の意見を聴取した上で措置するものとする。

③ 県は、認定の取消を決定した場合、その旨を関係市町村、漁業協同組合に通知するものとする。

とする。

附則

この要綱は、令和2年4月 30 日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年4月 19 日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和4年6月 15 日から施行し、令和4年4月1日から適用する。